

広報みつえ

広報

Public Relations
MITSUE

令和6年10月1日発行

2024
10
No.430



CONTENTS

P1 土屋原案山子まつり

P2~3 議会だより

P4~8 令和5年度決算報告 他

P9~11 保健福祉センター情報・診療所だより 他

P12~19 お知らせ・図書だより 他

P19~20 駐在所だより 他

P21~22 お知らせ

P23 姫石の湯だより

P24 みつえニュース

議会だより

第
170
号



令和6年第3回(9月)定例会

9月定例会は、9月5日に招集され、会期を13日間とし、9月17日に続会議を行い閉会しました。この会期中には、全員協議会や予算決算委員会も開催され、村長より提出された19件について、慎重に審議を行い、すべての案件について原案どおり可決承認されました。また、一般質問では、福田議員と寺前議員が質問を行い、村長の答

● 村長提案

● 井を求めました。

◆ 【可決（条例改正）】

○ 御杖村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定

◆ 制定内容 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の改正を行ううのものです。

○ 御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

◆ 制定内容 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の改正を行うものです。

【可決（契約）】

○ 契約の締結について

◆ 契約目的 一般X線撮影装置

契約方法 一般競争入札

契約金額 7,150,000円

契約相手 榛原市醍醐町272番地の1
株式会社メディセオ奈良南支店

○ 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更

【可決（規約変更）】

◆ 内容 高齢者の医療の確保に関する法律

令和6年12月2日に廃止されることに伴い、広域連合の処理する事務に関する規定について変更が必要となることから議会の議決を要するものであります。

◆ 合わせ繰越金を増額し、歳出では介護給付に係る前年度の補助金精算により返還金を増額計上するものです。

◆ 令和6年度簡易水道事業会計補正予算
(第2号)
内容 固定資産台帳の整備に伴い増額計上するものです。

●質問 令和5年9月の定例会で、先輩議員が、高校や大学の入学支度金についての一般質問に対し、村長が答弁された内容を、みつえ広報紙で見させていただきました。今回、先輩議員の質問に近い形にはなるかと思いますが、義務教育の中での支援に関して、理由を含めて述べさせていただきます。



福田議員

◆**内容** 過疎対策事業債の充当を行うため、過疎地域持続的発展計画の変更新たに広域的連携によるごみ処理施設の整備の追加記載するものです。

◆**【可決（補正予算）】**

○令和6年度一般会計補正予算（第2号）

◆**内容** 歳入では令和5年度の決算収支に合わせ繰越金を増額し、歳出では積立金の増額と、障害者福祉等の過年度交付金の精算による返還が生じたため増額計上するものです。

・ 補正額 4,539万2千円

・ 補正後 26億4,258万3千円

○令和6年度介護保険特別会計補正予算
（第1号）

◆**内容** 歳入では令和5年度の決算収支に

◆ 内容 本組合を解散することについて、構成団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものです。

【可決（財産処分）】

○ 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

◆ 内容 本組合の解散に伴う財産処分について、構成団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものです。

【可決（計画）】

◆奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
内容 本組合の解散に伴い、事務の承継について規約の変更を行うため、議会の議決を求めるものです。

〔報告〕

- ◆ 継続費精算報告書
- ◆ 内容 令和4年度から5年度の2カ年にかかる継続予算「公営企業会計移行事業」について、継続年度を終了したことから、その精算について報告を受けました。
- ◆ 令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告
- ◆ 内容 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行った結果の報告を受けました。

（再質問については、御杖村ホームページをご覧ください。）

一般質問

9月5日

○教育長の任命同意 鈴木泰弘教育長が9月30日付けをもつて任期満了を迎えるにあたり、3年間の実績を踏まえ引き続き任命するにあたり、同意を行つものであります。

〔同意（人事）〕

内 容	固定資産台帳の整備に伴い増加するもので、
【認定（令和5年度決算）】	・収益的支出額 75万6千円の増額 ・補正後予定額 8,090万1千円

一般質問

9月5日

ご了承ください。

◆ 内容 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行った結果の報告を受けました。

◆ 内容 令和4年度から5年度の2カ年にかかる継続予算「公営企業会計移行事業について、継続年度を終了したことからその精算について報告を受けました。

○ 令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・平価の報告

○機流費清算報告書

【】報告

金沢泰引教育長が9月3日付にをもてて任期満了を迎えるにあたり、3年間の実績を踏まえ引き続き任命するにあたり、同意を行つものであります。

子ども達が安心して学び成長できる環境をより一層整えるために、小中学校入學時における保護者の経費負担が少しでも軽減できる制度の導入を前向きに検討していくだきたく、村長のお考えをお聞かせ下さい。

し、「ランドセルを含め準備に必要な費用として子ども一人あたり10万円以上の費用が掛かりました。また、中学校の入学時には、それ以上の費用が掛かる」と聞いています。

少しでも保護者の負担を軽減し、安心して学校に送り出せることだが、小中学校の教育の質を保つ基盤となると思つております。

広報 みつえ 2024(令和6年)10月号 430号 | 2

● 答弁 本村ではこれまでに保育料や給食費、医療費の無償化、児童一時預かり事業、グローバル人材育成塾、学力向上に対する助成など様々な子育て環境の充実に取り組んでまいりました。また、さらに、今年度より保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅行費を半額助成から全額助成に増額しております。

しかしながら議員がおっしゃるとおり、昨今の急激な物価高騰が子育て世帯に与える影響は非常に大きいものと認識しております。

特に入学時の制服やかばん等の準備については一度に多額の費用を要するため、これらの支援について新年度予算に向けて、検討してまいりたいと考えております。

またここ数年、転校による児童生徒の増加もあり、転校生の保護者に対する子育て支援並びに定住の促進にも繋げています。

● 質問 スマート農業推進と大型ドローンの使用について



寺前議員

● 答弁 伊藤村長

答弁
伊藤村長

● 質問 農林水産省が昨年、ドローンやロボット技術、情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業について、インターネット上で実施したアンケートによれば、現場で必要とされる技術として、一度の飛行で広範囲の農薬散布が可能なドローンが最も多い回答でした。農業従事者の高齢化に伴う労働力不足や省力化、農作業の負担軽減などが背景にあります。本村の農業についても同じような現状にあります。

本村ではこれまでに保育料や給食費、医療費の無償化、児童一時預かり事業、グローバル人材育成塾、学力向上に対する助成など様々な子育て環境の充実に取り組んでまいりました。また、さらに、今年度より保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅行費を半額助成から全額助成に増額しております。

しかしながら議員がおっしゃるとおり、昨今の急激な物価高騰が子育て世帯に与える影響は非常に大きいものと認識しております。

特に入学時の制服やかばん等の準備については一度に多額の費用を要するため、これらの支援について新年度予算に向けて、検討してまいりたいと考えております。

またここ数年、転校による児童生徒の増加もあり、転校生の保護者に対する子育て支援並びに定住の促進にも繋げています。

● 答弁 本村ではこれまでに保育料や給食費、医療費の無償化、児童一時預かり事業、グローバル人材育成塾、学力向上に対する助成など様々な子育て環境の充実に取り組んでまいりました。また、さらに、今年度より保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅行費を半額助成から全額助成に増額しております。

しかしながら議員がおっしゃるとおり、昨今の急激な物価高騰が子育て世帯に与える影響は非常に大きいものと認識しております。

特に入学時の制服やかばん等の準備については一度に多額の費用を要するため、これらの支援について新年度予算に向けて、検討してまいりたいと考えております。

またここ数年、転校による児童生徒の増加もあり、転校生の保護者に対する子育て支援並びに定住の促進にも繋げています。

● 答弁 伊藤村長

答弁
伊藤村長

そうした中、御杖村では積極的に取り組んでいただき、今年度当初予算の農業振興費において、スマート農業支援事業として510万円、大型ドローン3機分の購入費用を予算化し推進していただけております。

しかし、大型ドローン導入となると、各メーカー平均価格300万円以上かかり、本年事業化いたいた補助制度の2分の1補助では操縦資格を得られた方々が、導入しようとしてもすぐ手を出せない金額となっているのも事実です。

村が昨年度実施した大型ドローンの技術講習会で、村内2つの農事法人から7人、一般から1人の計8人が受講いたしました。村が積極的に資格取得に取り組み、操縦可能な方々が居るにもかかわらず、その機体がなければ目的を達成出来ていないうように私は思います。大型ドローン導入によるイモチ病対策、カメムシ発生駆除など活用できれば、ますます進んで行く農業従事者の高齢化や農事法人の作業の効率化など、今後、御杖村の農業における課題解決にも繋がることが見込まれると私は考えます。

そこで、伊藤村長にお伺いいたします。スマート農業に対しての受け止め方と村農業の方向性について、また大型ドローンの利活用について購入の補助率を上げていくとか、そのほかに方法があるのかどうか、来年度の予算編成を前にそのお考えを示していただきたく、質問させていただきました。よろしくお願いします。

● 答弁 伊藤村長

全員協議会

（8月20日）

議会運営委員会を松岡委員長の招集により8月20日に開催しました。令和6年第3回（9月）定期会を開催から、定期会の会期や会期中の関連会議の開催日を決定しました。また、村長提出予定の19案件について概要説明を受け、会期中における各案件の審議の取り扱いについて協議を行い決定しました。

議会運営委員会を松岡委員長の招集により8月20日に開催しました。令和6年第3回（9月）定期会を開催することから、定期会の会期や会期中の関連会議の開催日を決定しました。また、村長提出予定の19案件について概要説明を受け、会期中における各案件の審議の取り扱いについて協議を行い決定しました。

● 「請負」の定義の明確化（※）
(※) 請負の定義規定

「業として行う工事の完成若しくはは、散布農地の集約化や環境面での近隣への影響など、調整の必要な課題もあると思われます。

今年度から設けました新たな補助制度ですので直ちに制度改定は行わずに、今後の動向を見ながら検討を図り、年次的にでも農業用ドローンの活用が村内に進んでいくべきだと考えております。

地方自治法の改正内容

月1日より義務化された相続登記の進捗及び啓発について質問を行い、担当課長に答弁を求めました。

最後に、議員のなり手不足の解消における議会改革の取り組みとして、今回は緩和する地方自治法の改正が行われたことから、御杖村政治倫理条例について協議を行いました。

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村から行われました。

● 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

● 答弁 伊藤村長

予算決算委員会

（9月6日）

令和5年第3回（9月）定期会の会期中における全員協議会を9月6日に開催しました。開会日に予算決算委員会付託と決定された専決処分を含む補正予算4件と決算認定5件について、詳細な説明が村

令和5年度御杖村教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価について

御杖村教育委員会では第4次御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育・社会教育及び社会体育・文化の振興のために、各分野において教育行政を推進しています。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和5年度に御杖村教育委員会が実施した教育に関する事務事業の点検及び評価を行い、9月の定例議会に提出しましたので、内容の閲覧を希望される方は教育委員会事務局までご連絡ください。☎0745-95-2004（直通）

令和5年度決算報告

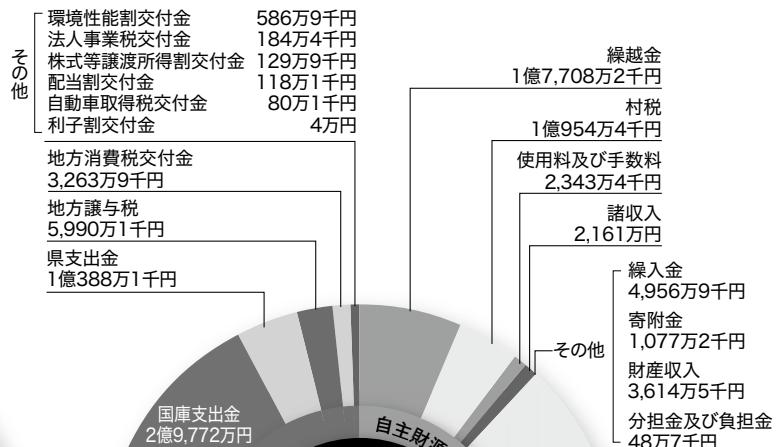
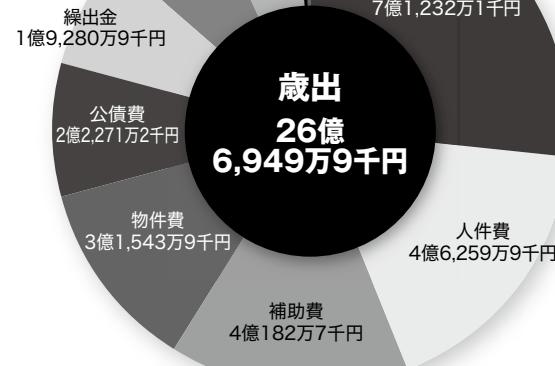
令和5年度の一般会計および各特別会計の決算が、9月の定例議会で認定されました。

一般会計の歳入総額は28億5,487万4千円、歳出総額は26億6,949万9千円となりました。翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質的な収支は1億7,883万7千円の黒字となりました。

一般会計

- 依存財源…国や県から交付されたり、借り入れるお金です。
- 自主財源…村が自主的に収入できるお金です。

維持補修費
998万円
災害復旧費
1,120万円
扶助費
1億6,040万3千円
積立金
1億8,020万9千円



各会計の決算収支(総括)

(単位: 千円)

	歳入総額	歳出総額	実質収支額
一般会計	2,854,874	2,669,499	178,387
特別会計	簡易水道事業	118,710	108,054
	国民健康保険(事業勘定)	237,524	237,101
	介護保険	455,926	413,767
	後期高齢者医療	40,464	42,159
	全会計決算総額	3,799,000	98
			232,175

令和5年度の主な事業 (千円)

●若者単身者用集合住宅整備事業	134,662千円
●障害者自立支援介護給付(扶助費)	94,434千円
●桃俣観光案内所トイレ整備事業	79,827千円
●神末レクレーション体育館耐震改修工事(工事監理含む)	73,480千円
●道路維持補修事業(舗装補修・災害防除)	69,363千円
●桃俣地区配水管布設替工事(工事監理含む)	53,240千円
●道路改良事業	47,228千円
●橋梁長寿命化修繕事業(橋梁補修・定期点検)	43,265千円
●教職員住宅改修事業	41,847千円
●プレミアム商品券発行事業 (通勤・通学・通塾応援分含む)	40,922千円
●保育所整備事業	38,368千円
●施業放置林整備事業	29,802千円
●道路維持事業	27,624千円
●し尿及び浄化槽汚泥運搬業務委託	24,354千円

●電気・ガス・食料品等価格高騰緊急

支援給付金事業(7万円/世帯)	22,897千円
●スクールバス更新事業	17,380千円
●神末中央集落センター改修事業 (前払い金)	17,000千円
●地籍調査事業	16,572千円



▲若者単身者用集合住宅

何のためにいくら使った?

一般会計歳出の目的別内訳

※()内は村民1人あたりの金額。
(令和6年3月31日現在の総人口1,393人で算出)

合計

26億6,949万9千円
(1,916,367円)



総務費

総務、課税徴収、住民窓口、選挙、統計などの事務のために使ったお金



5億7,181万円
(410,488円)

民生費

高齢者、障害者、児童などの福祉全般の事務、事業に使ったお金



5億4,647万7千円
(392,302円)

土木費

道路、住宅関係などに使ったお金



3億7,705万3千円
(270,677円)

教育費

学校運営の費用や社会教育など教育全般の事務、事業に使ったお金



2億8,205万3千円
(202,479円)

公債費

村債(借金)の返済のために支払ったお金



2億2,377万5千円
(160,642円)

商工費

商工振興、観光振興のために使ったお金



2億1,473万7千円
(154,154円)

衛生費

保健衛生、ごみ処理など健康で衛生的な暮らしに使ったお金



1億7,452万8千円
(125,289円)

農林水産業費

農・林道整備、農・林業振興などに使ったお金



1億3,208万3千円
(94,819円)

消防費

奈良県広域消防への負担金や消防団運営などに使ったお金



1億274万6千円
(73,759円)

議会費

議会運営のために使ったお金



3,303万4千円
(23,714円)

災害復旧費

災害復旧に関する費用



1,120万円
(8,040円)

労働費

仕事に関する支援に使ったお金



3千円
(2円)

御杖村の財政健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

令和5年度財政健全化判断比率

※「実質的な借金残高」を「基金や将来の収入見込等、借金返済等に充てられる財源」が上回っています。

指標	御杖村	早期健全化基準(黄信号)	財政再生基準(赤信号)
1. 実質赤字比率	— (黒字)	15.0%	20.0%
2. 連結実質赤字比率	— (黒字)	20.0%	30.0%
3. 実質公債費比率	4.3%	25.0%	35.0%
4. 将来負担比率	— ※	350.0%	

財政の健全度を判断する4つの指標

1. 実質赤字比率……………一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合。
「年間収支の赤字」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。
2. 連結実質赤字比率………一般会計やすべての特別会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合。
3. 実質公債費比率……………一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を表した指標です。
「1年間の借金返済額」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。
4. 将来負担比率……………一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を表した指標です。
「村の借金等負債額から貯金を差し引いた額」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。

令和5年度資金不足比率

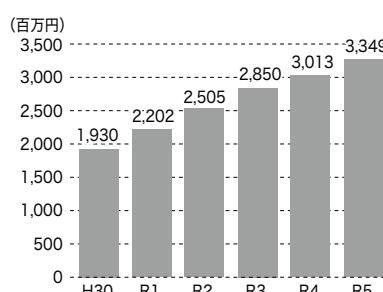
公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	— (黒字)	20.0%

資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を示した指標です。

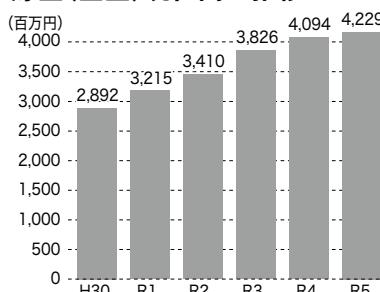
借金現在高は、過年度に実施した統合学校整備や、各大字体育館の耐震改修工事、若者単身者用集合住宅整備などに伴う借入により、令和5年度末で約33億4,900万円となりました。村債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。

一方、貯金残高については、将来の財政負担に備えて様々な基金への積立を行っており、令和5年度末の基金残高は約42億2,900万円になっています。

借金(村債)現在高の推移



貯金(基金)現在高の推移



御杖村職員の給与や職員数などの概要

地方公務員の給与は、国家公務員や他の地方公共団体とのバランスを考慮し村議会の議決を経て決められています。人事行政の公正性と透明性を高めるため、職員数や給与などの状況について公表します。

① 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 令和6年3月31日現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	1,393人	2,669,499千円	178,837千円	462,599千円	17.3%	17.7%

◎令和5年度の歳出額に対する人件費の割合です。人件費には、特別職などの給料・報酬などを含みます。

◎「普通会計」とは、村の全会計から公営企業などの特別会計(簡易水道、国保健康保険など)を除いたものです。

② 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

区分	職員数A	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
令和5年度	49人	165,177千円	26,999千円	64,915千円	257,091千円	5,246千円

③ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
御杖村	285,400円	41.2歳

④ 職員初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	御杖村	国
	決定初任給	初任給
一般行政職	高校卒	166,600円
	大学卒	196,200円

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	236,900円	258,700円
	高校卒	213,600円	231,200円

◎経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

⑥ 職員手当の状況

区分	御杖村	国
期末・勤勉手当	(令和5年度支給割合) 6月期 1.2月分 12月期 1.25月分 計 2.45月分 制度上の段階、職務の級による加算措置 有	(令和5年度支給割合) 6月期 1.2月分 12月期 1.25月分 計 2.45月分 制度上の段階、職務の級による加算措置 有
区分	御杖村	国
退職手当 (令和6年 (4月1日現在)	自己都合 19.6695月分 勤続20年 24.586875月分 勤続25年 33.27075月分 勤続35年 47.709月分 最高限度額 47.709月分 定年前早期退職 その他の加算措置 なし 特例措置 2%～45%加算	自己都合 19.6695月分 勤続20年 24.586875月分 勤続25年 33.27075月分 勤続35年 47.709月分 最高限度額 47.709月分 定年前早期退職 その他の加算措置 なし 特例措置 2%～45%加算
退職時特別昇給	なし	なし

区分	御杖村	国
扶養手当 (令和6年 (4月1日現在)	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算
住居手当	借家、借間 最高支給額 28,000円 持家 なし	借家、借間 最高支給額 28,000円 持家 なし
通勤手当	交通機関利用最高支給額 55,000円 自動車等の使用者 ・2km未満 無支給 ・2km以上 片道の距離により2,000円～31,600円を支給	交通機関利用最高支給額 55,000円 自動車等の使用者 ・2km未満 無支給 ・2km以上 片道の距離により2,000円～31,600円を支給

⑦ 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	報酬・給料月額等	期末手当
給料	村長 600,000円	(令和5年度 支給割合) 6月期 1.65月分
	副村長 530,000円	
	教育長 470,000円	
報酬	議長 192,000円	12月期 1.75月分 計 3.4月分
	副議長 152,000円	
	議員 147,000円	

② 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	0人	40歳～43歳	3人
20歳～23歳	1人	44歳～47歳	9人
24歳～27歳	8人	48歳～51歳	9人
28歳～31歳	6人	52歳～55歳	3人
32歳～35歳	8人	56歳～59歳	5人
36歳～39歳	2人	60歳以上	3人
		合計	57人

⑧ 職員数の状況

(① 所属別職員数の状況 (令和6年4月1日現在))

所属	職員数(人)			対前年増減数	対前々年増減数
	令和4年	令和5年	令和6年		
議会事務局	1	1	1		
総務課	11	11	9	▲2	▲2
うち運転手	4	4	4		
政策推進課			3	3	3
出納室	2	2	2		
産業建設課	7	7	7		
むらづくり振興課	7	7	5	▲2	▲2
住民生活課	7	8	7	▲1	
保健福祉課	8	8	7	▲1	▲1
保育所	5	4	6	2	1
診療所	3	4	3	▲1	
教育委員会事務局	4	4	4		
<派遣・出向>	2	2	3	1	1
桜井宇陀広域連合	1	1	1		
東宇陀環境衛生組合	1	1	1		
宇陀市(宇陀地域ごみ処理広域化)			1	1	1
合計	57	58	57	▲1	

◎職員とは一般職に属する職員(再任用職員を含む。)であり、会計年度任用職員などを除いたものです。

◎職員数には、病気休暇若しくは介護休暇を取得又は育児休業している職員を含みます。

令和6年度 インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種の助成について

	新型コロナワクチン(定期接種)	高齢者インフルエンザ(定期接種)	小児インフルエンザ(任意接種)
接種期間	令和6年10月1日～令和7年1月31日		
対象者	接種日に御杖村に住民票がある 1)満65歳以上の方 2)60～64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害のある方 (身体障害1級程度)		
自己負担金	3,000円	1,500円	1回の接種につき、1,500円を除いた額
助成額	自己負担金3,000円を除いた額 (年度内に1回)	自己負担金1,500円を除いた額 (年度内に1回)	1回の接種につき、 1,500円
助成方法 (医療機関によって違う)	①御杖村・曾爾村・宇陀市の医療機関で受ける方 医療機関で自己負担金3,000円をお支払ください。 ②上記①以外の奈良県内で受ける方 受診する前に保健福祉課で「予防接種依頼書」と「問診票」を受け取り、3,000円を支払ってください。 ③県外で受ける方 医療機関で全額お支払ください。後日、保健福祉課で償還手続きしてください。(任意接種) →下記の「*償還払い申請について」を参照してください。	①御杖村・曾爾村・宇陀市の医療機関で受ける方 医療機関で自己負担金1,500円をお支払ください。 ②上記①以外の奈良県内で受ける方 受診する前に保健福祉課で「予防接種依頼書」と「問診票」を受け取り、1,500円を支払ってください。 ③県外で受ける方 医療機関で全額お支払ください。後日、保健福祉課で償還手続きしてください。(任意接種) →下記の「*償還払い申請について」を参照してください。	①御杖村国保診療所で受ける方 上記助成額1,500円を引いた費用を医療機関でお支払ください。 ②上記①以外で受ける方 医療機関で全額お支払ください。後日、保健福祉課で償還手続きをしてください。 →下記の「*償還払い申請について」を参照してください。
申し込み方法	希望する医療機関に直接、予約してください。		
*償還払い申請について	手続きに必要なもの 1)領収書(新型コロナワクチン・インフルエンザの予防接種をしたことが分かるもの) 2)接種者名・接種日・接種医療機関が確認できるもの(接種済み証明書、問診票のコピー等) 3)振込先の口座番号の控え 4)印鑑	*申請窓口:保健福祉課(☎95-2828) *提出期限:令和7年2月末日	

診療所だより その24 僕の父

この夏は非常に暑かったですが、皆様体調大丈夫でしたでしょうか？残暑の折、「なんかしんどい…」と仰っている方も多く、この夏は特に堪えたかと思います。しかし、もし“しんどい”のが続くようであれば、早めに診療所に相談してくださいね！

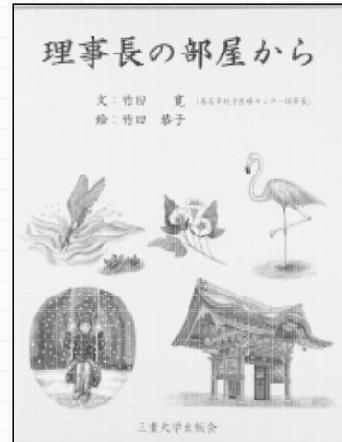
今回は、少し僕の個人的な話にお付き合い頂ければと思います。7月にしばらくお休みを頂きましたが、実は父が急死致しました。僕の父は医師で75歳、亡くなる半月前まで現役で仕事をしておりました。日本で放射線科という科がまだ一般的でなかった頃から放射線医学を専攻し、最近は画像診断も活用した健康診断・健康指導・検診に力を入れて、多くの方々の健康に携わってきました。もちろん自分自身の健康にも気をつかい、十分すぎるほどの健康診断を受けておりました。その中で一つの腫瘍が、ある臓器に見つかりました。良性だと信じられていたその腫瘍が、ある時悪性化し7月頭に急遽入院しました。

その後一時的にでも良くなることを信じていたのでしょうか。僕が面会に行こうとしても、「もうちょっと待って。」というばかりでした。担当の医師に呼ばれ、やっと会えたと思ったら、一言二言発するだけでもしんどい様子で、呼吸も少し荒い様子でした。その日の夜に急変し、救命処置で一命をとりとめたものの、翌々日に眠りにつきました。

父は誰かに健康相談を頂くと、その交友関係の広さを生かし、きっちりと専門家に繋いでくれました。それは仕事以外での個人的な相談も含めてです。病院業務の傍ら、近年の趣味は花の写真を撮りに行くのと執筆でした。僕が御杖村診療所に赴任すると決まり報告をしたそのすぐ後に御杖の半夏生の写真を撮りに来ておりました。元より地域医療に興味があった父が、僕の御杖赴任を喜んでくれていたのだと思います。下記の本は、父の著書の1冊ですが、花の描写の細かさや、また本好きだったことがわかる脚色が面白いのです。

父の“腫瘍”的に医師でも診断が難しい病気があります。改めて医療には絶対はないと思い知らされましたし、我々医師が提示できるのはあくまで可能性であり、主人公は皆様なのだと感じました。父は最後まで自分の信じた医師に従い、結果、難しい疾患で残念な結果となったかもしれません、本人らしく選択したのだと思います。

最近では年に4～5回はお酒も酌み交わし、話をしておりましたが、それでもまだ話しきりないと思う中での今回の事となりました。もっと色々と聞いておけばよかったと思うばかりですが、それもう叶わないですね。我々はいつも少し先の事ばかりを考えがちですが、今が大事なのかもしれません。今、その瞬間瞬間に大切にしていきたいと改めて感じました。



お知らせ

診察時間
《午前診療受付》9時～11時まで
《午後診療受付》14時～16時まで
《発熱外来》内科診察のあるとき
(事前に電話で連絡をお願いします。)

◎木曜日の午前は整形外科診療あり
◎月曜日・火曜日・木曜日は午後の診察あり
※月末の水曜日の午前は検査日(投薬・急患のみ)
令和6年10月の検査日は10月30日水曜日

御杖村国民健康保険診療所 ☎0745-95-6010

○…竹田先生	○(代診)…長谷川先生	■…川上先生
月	火	水
午前	○	○(代診)
午後	○	○(代診)
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 その他、都合により休診となる場合がありますがご了承下さい。	
投薬	投薬の受付・お渡しは 診察時間内にお願いいたします。 ※お電話での薬の変更 はできません。前回と同じ薬になります。	月曜日9:00～16:00 火曜日9:00～16:00 水曜日9:00～13:00 ※午後往診 木曜日9:00～16:00 金曜日9:00～13:00 ※午後往診

保健・福祉センター情報

保健、福祉、介護、子ども・子育て

10月の
予定

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828 社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

月	火	水	木	金	土	日
	1 ●離乳食教室	2	3	4 ●筋力アップ教室	5	6
7 ●編み物教室 ●ふれあい喫茶 (9:00~12:00)	8	9 ●乳がん検診	10 ●ふれあい喫茶 (9:00~15:00) ●囲碁・将棋交流会	11 ●心配ごと相談 ●筋力アップ教室 ★みつえっこ広場	12	13
14	15	16	17	18 ●筋力アップ教室	19	20
21 ●ふれあい喫茶 (9:00~12:00) ★みつえっこ広場	22	23	24 ●ふれあい喫茶 (9:00~15:00) ●健康麻雀	25 ●筋力アップ教室	26	27
28	29	30	31			

保健、福祉、介護コーナー

項目	開催日および時間	自己負担金	開催場所	申込み	問合せ先
編み物教室	10月 7日(月) 9:00~	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
囲碁・将棋交流会	10月10日(木)13:00~15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
心配ごと相談	10月11日(金)13:30~15:30	無料	桃俣多目的研修センター	不要	保健福祉課
健康麻雀	10月24日(木)13:00~15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会

令和6年10月 奈良県医師会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

相談の種類	日 時	予約の要否	主催する部会等
皮膚科に関する健康相談	10月 3日(木)10:00~11:00	必要	皮膚科部会
目の健康相談	10月 8日(火)14:00~15:00	必要	眼科医会
整形外科に関する健康相談	10月15日(火)14:00~15:00	必要(締切:10/11)	整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	10月21日(月)14:00~15:00	必要(締切:10/18)	内科部会
精神科に関する健康相談	10月23日(水)15:00~16:00	必要(締切:10/16)	精神神経科部会

〈場 所〉 奈良県医師会館1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

〈連絡先〉 奈良県医師会 TEL.0744-22-8502 FAX.0744-23-7796

筋力アップ教室 のお知らせ

■日 程 4日(金)、11日(金)、
18日(金)、25日(金)

■時 間 13:30~15:30

■場 所 保健センター2階大広間

■内 容 指導員による運動教室

■持ち物 飲み物、タオル、
室内用運動靴

■参加費 無料



無料

予約は
不要です。

見学、途中参加、途中退場も可能
なため、お気軽にご参加ください。

ふれあい喫茶のお知らせ

■日 時 7日(月)、21日(月) 9:00~12:00
10日(木)、24日(木) 9:00~15:00

■場 所 保健センター1階 ふれあいホール

■コーヒーカップ 160円 ■紅茶1杯 160円

■内 容

村民の有志が集まり上記内容で活動して
います。診療所やバスの待ち時間にちょっと
ホッとする場所として定着しています。

みなさん、近くに寄ったときは是非立ち
寄りください。美味しいコーヒーを淹れてお
待ちしております。 喫茶ボランティア一同



予約は
不要です。



食の和人伝では調理実習で作った料理を栄養士、診療所の竹田先生と一緒に食べながら高血圧のことや高血圧を予防するレシピ、料理のポイントについてを教わることができます。「血圧がいつも高い」、「家族が高血圧なのでレシピを知りたい」という方も、そうでない方もみんなでおいしく、楽しく学びましょう！

テーマ 「血圧、腎臓に優しい！高血圧予防レシピ」

持ち物 エプロン・三角巾・参加費用（300円）

日 時 令和6年11月12日（火）10:00～13:00

申し込み 令和6年11月1日まで

場 所 保健センター2階 栄養指導室 講 師 栄養士

問 申 保健福祉課 ☎0745-95-2828



新型コロナウイルス感染症相談窓口

発熱等の症状のある方や療養中に症状が悪化した方は、まず、身近な医療機関に電話相談してください。

身近な医療機関がない方は、これまでと同様に以下の窓口に電話相談してください。

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 ☎0120-565-653（平日・土日祝 9～21時）

■奈良県救急安心センター相談ダイヤル（救急車を呼ぶべきか、受診したほうが良いかなどを相談できる窓口）

#7119 または ☎0744-20-0119（平日・土日祝 24時間）

■奈良県こども救急電話相談（子どもの急病時に、看護師が電話でアドバイスする相談窓口）

#8000 または ☎0742-20-8119

（平日：18時～翌8時 土曜：13時～翌8時 日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）：8時～翌8時）



子ども・子育てコーナー

みつえっこ広場（子育て支援）

〈日 時〉 10月11日（金）

10:00～10:30（11:00）

〈内 容〉 お話し 楽しいお話や絵本を楽しもう！
（みつえっこ広場で遊ぼう！）

〈日 時〉 10月21日（月）

10:00～11:00

〈内 容〉 『子どもの個性を知って楽しい子育てを！！』
講師：子育てカウンセラー協会
【flat】 北森 仁美先生



〈持ち物〉 タオル・お茶・その他必要と思われるもの

〈場 所〉 御杖保育所内 みつえっこ広場・遊戯室

〈対 象〉 保育所に入所されていない村内在住の小学校就学前のお子さんとその保護者の方

◎毎週月・木・金曜日の9時～12時までは、みつえっこ広場の部屋・

問 みつえっこ広場（御杖保育所内）

☎0745-95-3138

対象

就学前の
子どもと
その保護者等



御杖保育所園庭開放について（土日・祝日）

御杖保育所では、「子どもたちの遊び場」を提供し、地域の子どもが気軽に集い、施設遊具を使って遊んだり、保護者の交流や子育ての情報交換の場として、土日・祝日の園庭の開放を実施しています。事前の申し込みなしで遊んでいただけます。

なお、園庭を利用される場合は、下記のルールを守って、ご利用ください。

- 遊具などは大切に使ってください。
- 遊び終わった後、遊具・玩具などは元の場所に片付けてください。
- 保育所建物（トイレ）の利用はできません。
- 必ず、保護者が付き添ってください。
- 防犯及び安全上、利用中・利用後の園庭入り口の施錠（チェーンロック）をお願いします。



園庭開放
の
お約束

問 御杖保育所 ☎0745-95-2480

学校が変われば地域が変わる
地域が変われば子どもが変わる
子どもが変われば未来が変わる

地域学校パートナーシップだより No.8

—みんなで支える学校 みんなで育てる子ども—

月 日 曜 日

御杖村地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みです。令和6年度前半も、たくさんの方々に、さまざまな形でご協力いただきました。活動の一部をご紹介します。

ふるさとの学びを活かし
新しい時代を切り拓く
心豊かな子どもを育んでいくことを
目指しています。

御杖中学校での活動

地域のみなさまのご協力のもと、御杖の自然や環境、伝統や文化などを学ぶ「WAKU²タイム」を行っています。



御杖村の「ふるさと納税返礼品」について調べながら、御杖の魅力を探求しました！



【ふるさと納税返礼品について】



【みつえ高原牧場】大和牛について



【奈良いきいきファームつっちゃん】
こしひかりについて



【源五漬けについて】

「WAKU²タイム」 もっと御杖を好きになる！



み 自らすすんで学び、
つ つながりを大切に、
え えがおで語ろう
ふるさと御杖を



御杖の魅力を
フォト俳句で
発信すること
にチャレンジ!!



中学校
WAKU²タイム
歴史文化班



【スガノ工房】
オーガニックコットンについて



【職業体験】
道の駅 伊勢本街道御杖



【職業体験】御杖保育所



【俳句について】



【職業体験】ケアハウスみつえ秀華苑



俳句作り【首切り地蔵】



俳句作り【御杖神社】

御杖小学校での活動

地域のみなさまのご協力のもと、御杖の自然や環境、伝統や文化などを学ぶ「ふるさと学習」や、本の読み聞かせ「お話のとびら」などを行っています。

小学校 ふるさと学習



【みつえのホタルについて】小学校1.2年

本の読み聞かせ お話のとびら



【お話のとびら】小学校1～6年



【ホタルの放流・川探検】
小学校1.2年



【倭姫命について】
小学校5.6年



【伊勢本街道：菅野】
小学校5.6年



【伊勢本街道：鞍取峠】
小学校5.6年

夏休みの活動

小学生を対象に、放課後児童一時預かり事業と連携し、放課後子ども教室などを行っています。



【レジンづくり】



【奈良県立大学生との交流会】



【社会福祉協議会との交流会】



【百人一首にチャレンジ!】



【保育所との交流会】



【保健センター見学】



【パネルシアター】

編集後記

今年度も、本当にたくさんの方々にお世話になっております。

雨天で何度も延期になったりと、ご迷惑をおかけしたりしましたが、温かく支えてください、本当にありがとうございます。

お忙しい中、様々な形で子ども達の成長を支えてください、心より感謝申し上げます。

<御杖村学校協働実行委員会事務局>



家屋調査にご協力ください

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。正しい税額で、公平に税をご負担いただくために、あなたが所有する固定資産に異動がありましたらお届けください。



家屋調査の実施について

令和6年1月2日から令和7年1月1日に新築された家屋は、令和7年度より固定資産税が課税され、増築された場合もその部分が対象になります。

そのため、村では登記や届出等を基に、職員による家屋調査を実施しております。

家屋の完成確認後、お手紙またはお電話にて調査日時をお約束させていただいたうえ、固定資産評価補助員証を携行した職員がお伺いします。

また、家屋を取り壊しされた際にも、職員が現地確認の調査をさせていただきます。

これらの調査は固定資産税額を算出するための重要な調査ですので、皆様のご協力をお願いします。

家屋調査の対象は

家屋とは、住宅以外にも店舗、工場、車庫、物置等も該当します。対象期間中に新築された方（令和6年以前建築で未調査の建物も含みます）や、家屋を増改築された方はご連絡ください。

今回紹介したものは、あくまでも基本的な要件であり、その他の要件が必要となる場合もあります。

未登記家屋の所有権移転、及び家屋の取り壊しについて

登記されている建物の所有権移転等については、法務局から村への通知で把握できますが、未登記建築物の所有権移転や家屋の滅失など異動があった場合、市町村では把握できず固定資産税が誤って課税されることになりかねません。

未登記建築物の所有権移転や家屋の取り壊しをされた場合は、速やかに「未登記家屋納税義務者移転申告書」や「家屋滅失届」を提出されるようお願いします。

新築住宅の減額措置について

新築された住宅で次の要件を満たす場合、新たに課税される年度から3年度分（長期優良住宅は5年度分）、1戸あたり120m²までに相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

- ①御杖村内に生活の拠点を置くことを目的として建てられた居宅である。
- ②延べ床面積が50m²以上280m²以下である。
ただし、新築住宅の減額措置を受けるためには新築軽減申請書の提出が必要です。

詳しい内容のお問い合わせは **問 住民生活課 ☎0745-95-2001(内線114)**

古着・古布を回収します

ごみ減量化施策として、古着・古布を回収します。

受付日時 令和6年10月12日(土)～令和6年10月18日(金)(日・祝含む)
午前9時から午後5時まで

受付場所 御杖村開発センター大ホール

回収出来ない品目もございますので、下記をご確認ください。

回収できないもの ふとん類、枕、ぬいぐるみ、カーテン、カーペット、靴、カバン、濡れた衣類、汚れた衣類、縫製裁断くず



ごみの減量化にご協力お願いします。 **問 住民生活課 ☎0745-95-2001**

日本赤十字社奈良県支部 御杖村分区より 「赤十字運動月間」に伴う募金協力のお礼について

組長さん協力のもと、令和6年度に実施いたしました「日本赤十字社募金」において、村民の皆様から280,000円をお寄せいただきました。

お寄せいただきましたあたたかい善意のお気持ちは、日本赤十字社奈良県支部へ全額送金し、災害救護活動をはじめ国際救援活動、救急法・健康生活支援講習等各種講習会の実施、また青少年の育成支援など様々な赤十字活動の推進に有効に役立てさせていただきます。

赤十字へのあたたかいご支援誠にありがとうございました。



てんいち先生



赤い羽根共同募金運動

が10月1日から始まります!

奈良県共同募金運動テーマ

つながりをたやすく支えあう社会づくり

共同募金は、「赤い羽根」をシンボルとする「たすけあい」の活動で、毎年10月1日から翌年3月31日まで全国一斉に実施されております。昨年度、本村では191,900円のご寄付を賜りました。

昨年度の募金は、令和6年に実施される県内及び本村における「地域福祉の推進」を目的とした高齢者や障がい者等の福祉活動をはじめ、地域で福祉課題に取り組むボランティア活動等に助成されます。

このようにお寄せいただきました募金は、皆様自身のまちをよくする活動に使われます。つきましては、今年も各組長さん協力のもと一戸あたり300円を目標に皆様の温かいご寄付（募金）のご支援・ご協力をよろしくお願いします。



全国一斉 不動産表示登記無料相談会

日時 11月10日（日）午前10時～午後4時30分

場所 奈良県土地家屋調査士会

（奈良市東紀寺町二丁目7番2号）

内容 境界問題、表示登記に関する相談会

相談料 無料

実施方法 対面（来館）、電話又はウェブ（Zoom）による
※事前予約優先（11月8日までに電話にて予約）

問 奈良県土地家屋調査士会 ☎0742-22-5619

図書館だより

読者からの
おすすめの一冊



古本食堂



古本食堂・原田ひ香



角川文庫

●著者／原田ひ香

鷹島珊瑚と珊瑚の親戚の娘鷹島美希喜。^{みさき}

珊瑚は、東京の神田神保町で古書店を営んでいた兄の滋郎が急逝し、古書店とビルを相続することになり、帯広から上京する。

美希喜は、滋郎の兄（統一郎）の一人息子の娘で大学院生。生前、滋郎の元に通っていたことから手伝いをすることになる。そして、母から「珊瑚が相続した古書店をどうするのか」聞き出してくることの命を受ける。

小説は短編で6話からなっており、古書やカレー、中華などの神保町の美味しい食が書かれている。そして、珊瑚や美希喜の心の声や感情が、おもしろく表現されていて、笑ってしまったり、納得してしまったりする。ぜひ（読んで）おもしろさを感じていただきたい。

また、この二人の女性の他に思いやり溢れた人たちが出てくる。珊瑚が相続したビルに間借りしている辻堂出版の社長辻堂誠、鷹島古書店隣のカフェ美波、同じく隣の古書店の沼田、辻堂出版社員花村建文、鷹島古書店の客で自称新人小説家本田奏人、珊瑚とちょっと訛りあり東山権三郎、大学院の後藤田先生、兄滋郎の思い人？家庭を持つタカコ等々。

珊瑚や美希喜が「古書や食」を通じて関係性を深めていく。

この本を読んだ人 | ペンネーム／ノンちゃん

読者のみなさまの「おすすめの一冊」を募集しています。 あなたの大好きな本を紹介してください！

御杖小・中学校図書館に記入用紙を置いています。書いていただいた文章は、図書館に掲示したり、広報みつえの「図書館だより」に掲載させていただくことがあります。

新しい本が入っています！

御杖小・中学校開放図書館に、村民のみなさまからのリクエストをもとに、先月50冊ほど新しい本が入りました。

<読書セラピーのススメ>

読書によって問題が解決されたり、なんらかの癒しが得られたりすることを、読書セラピー（読書療法）といいます。古代ギリシャでは、図書館の扉に「魂を癒やす場所」と記っていました。悩んだりして心が疲れたときは、ぜひ図書館にきて、魂を癒やしてもらえたたらと思います。

なんだか
心が疲れたなあ～
そうだ！
図書館に行ってみよう♪



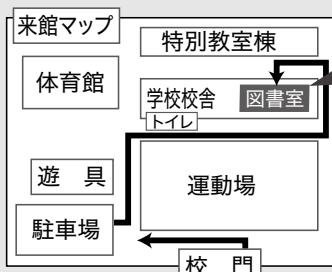
御杖小・中学校開放図書館利用案内

場 所 御杖小・中学校図書室(1階)

開 放 日 時 毎週土曜日 13:00~17:00まで

貸出冊数(期間) 1人5冊まで(4週間以内)
小学校・中学校の蔵書も借りることができます。

リクエスト 読みたい本が書架に見あたらないときは、
予約リクエストカードに記入してください。



正面玄関ではなく、校舎と
特別教室棟の渡り廊下から
ご来館ください。



外国青年招致事業（JETプログラム）の外国語指導助手として 新たにピーター先生が御杖村に来られました！

ピーター先生からメッセージを受け取っています。
(日本語で作成いただいたので本人の原文をそのまま掲載しています。)

こんにちは、御杖村の新たな外国語指導助手、テサー・ピーター（Tesar・Peter）です。アメリカ合衆国の大西洋岸にあるメリーランド州から来ました。23歳です。姉と弟がいます。ドイツとチェコスロバキア系3世アメリカ人です。

1歳から高校生になるまでメリーランド州の最西端、ガレット郡で育ちました。その地域は山に囲まれた平野です。農場がたくさんあり、一番近い町は御杖村の2倍の人口のところです。高校生になった時に隣の郡の都市に引っ越しました。高校を卒業した後、カリフォルニア州にある大学に進学し、化学を専攻しました。大学時代にアメリカを4回横断し、アメリカの広さと美しい景色を体験しました。大学での外国語の授業を取る必要があったから、日本語を見つけて、日本の言語と文化が好きになってしまいました。日本語を勉強し始めた後、日本に住みたいと決めました。

暇な時には料理したり、ゲームしたり、テレビや国内ドラマを見たり、音楽を聴いたりするのが好きです。2年半前から、毎週末、すしネタを切ってすしを握ります。旅行も好きで、日本の美しい景色をもっと見たいです。

御杖村で勤務することになってとても嬉しいです。皆さんに会うことやたくさん良い思い出を作ることを楽しみにしています。

よろしくお願いします。



第46回 御杖村社会福祉大会

日時 10月16日（水）

場所 御杖村保健センター2階大広間

- 一般の方は、13時30分までは、式典のため会場に入場できません。
- 昼食は済ませてからお越しください。
- できる限り、乗り合わせでお越しください。

問 御杖村社会福祉協議会 ☎95-2522

12時30分	受付開始
13時	式典開始（表彰式等）
13時30分	式典終了
13時40分	大神楽【豊来家幸輝】
	落語【桂花團治】
	歌謡【三川ゆり】
15時30分	終了



「ふれあい日帰りツアー」参加者募集について

御杖村社会福祉協議会からマイクロバスで行く日帰りツアーの第3弾のお知らせです。

普段、自家用車がないと出かけられない村外へお食事会を通じた交流をして頂ければと考えております。つきましては、電話（社協【0745-95-2522】）による先着での受付とさせていただきます。締め切りは11月5日（火）までとさせていただきます。皆様からのご参加をお待ちしております。



日程 令和6年11月21日（木） 11:30～14:30（予定）
※午前9:00頃より参加者のお迎えを行います。

内容 交流（お食事等）

定員 マイクロバスの乗車人数の都合上15名までとします。（先着順）

参加費 1,000円 当日に集金いたします。出来るだけおつりの無いようご準備の程お願い致します。

対象者 以下の条件に該当する方

- ①御杖村に住所があり、65歳以上で日中独居あるいは高齢夫婦のみになる世帯。
- ②原則、車の乗降や自宅付近から会場までの移動が自立している方。

案内 参加希望者に改めて当日の乗車時間・場所・スケジュールなど詳細を記載した「旅のしおり」を送付いたします。

御杖村職員採用試験（一般事務職）を実施します。

令和7年
4月1日採用

募集職種・採用人数

一般事務職・若干名

受験資格

平成2年4月2日以降に生まれ、
学校教育法による高等学校以上を卒業した方
又は令和7年3月31日までに卒業見込の方
(欠格事項有り)

受付期間

10月1日（火）～10月21日（月）
土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時まで
(郵送の場合、10月21日（月）午後5時必着)

試験日

第1次試験
令和6年11月11日（月）～
令和6年12月15日（日）

試験方法

テストセンター方式※
(職務能力試験、職務適応性検査)
※コンピュータを使用し、全国の試験会場で
受験者が希望する会場・日時（指定された期間）
で受験できます。

その他

第2次試験（口述試験（個人面接））
令和7年1月中旬
※詳細については、第1次試験合格時にお知らせ

申込用紙入手方法

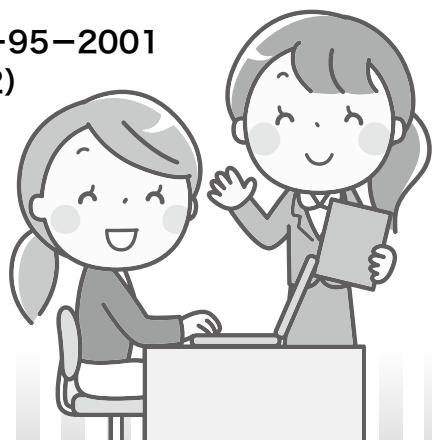
役場総務課に直接請求するか
御杖村役場ホームページよりダウンロード

受験申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、
添付書類を確認の上、直接または郵送により提出

問 総務課

0745-95-2001
(内線212)



自衛官等募集のご案内



種 目	資 格	受付期間	試 験 日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	随時	受付時にお知らせします。
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	10月1日～11月28日	1次:12月7日 2次:令和7年1月11日
防衛大学校学生 (一般)	高卒(見込含) 21歳未満の男女	7月1日～10月17日	1次:11月2日 2次:11月30日～12月4日(内1日)
陸上自衛隊 高等工科 学校生徒	推薦	男子中卒(見込含)で、17歳未満の成績優秀且つ生徒会活動等に顕著な実績を認め、校長が推薦できる者	10月1日～11月29日
	一般	中卒(見込含) 17歳未満の男子	10月1日～ 令和7年1月16日
自衛隊契学生	大学、大学院、高等専門学校等で理学、工学、文学又は法学を専攻しており、正規の課程を修了する年の4月1日現在で26歳未満(大学院在学者は28歳未満)	12月2日～ 令和7年1月31日	1次:令和7年1月25日 2次:令和7年2月16日

詳しくは、自衛隊天理募集案内所までお問い合わせください。☎0743-63-2540

〈ホームページ〉 <https://www.mod.go.jp/pco/nara> 〈e-mail〉 tenrisyo01@rct.gsdf.mod.go.jp

山間部で自動車盗難が多発しています！

本年8月22日から8月27日までの間に、奈良県内の山間部(奈良市丹生町、山添村広代、宇陀市大宇陀口今井)で、軽四貨物自動車(軽トラ)が連続して盗まれる事件が発生しました。

いずれもキーを差したまま、ドアロック無しの状態でした。

防犯対策

- 短時間でも車を離れるときは車のキーを抜き、ドアロックを確実に行いましょう。
- 自宅の車庫や敷地内に駐車する場合も、確実に施錠を行ってください。
- 車内や荷台にカバンや財布、小銭等を置いたままにしないようにしましょう。
- あいさつ・声かけ・鍵かけ運動で地域の絆を強め、犯罪者の入り込みにくい地域を築きましょう。



御杖駐在所
宇陀警察庁舎

☎951-2083
☎821-0110

令和6年
10月号



令和6年全国地域安全運動が実施されます

全国における昨年の刑法犯認知件数は約70万3千件と戦後最小となった令和3年から2年連続して増加し、認知件数の内訳を見ると、自転車盗と万引きが全体の約3分の1を占めています。

また、ストーカー事案等の相談等件数が高水準で推移しているほか、児童が被害者となる痛ましい事件や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たない状況にあり、その傾向は奈良県においても同様です。

さらに、SNS型投資・ロマンス詐欺は、多くの国民が利用するSNS等が悪用されており、昨年中の被害額は同年中の特殊詐欺の被害額を上回り、本年に入ってからも被害が増え続けています。

こうした情勢の下、安全安心を実感できる社会を実現していくためには、地域住民や事業者、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体等が行う自主防犯活動を促進することにより犯罪予防機能の強化を図るなど、社会を挙げて安心感を醸成していく取組を浸透・定着させが必要です。

防犯協会等の関係機関、団体及び警察が期間を定めて地域安全運動をさらに強化するとともに、相互の連携を一層密にすることにより、地域安全運動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的として、本年も、

**10月11日（金）から10月20日（日）までの10日間 の日程で、
「全国地域安全運動」が実施されます。**

御杖駐在所と御杖駐在所連絡協議会は、「全国地域安全運動」の実施に先駆け、

10月6日（日）午後1時～道の駅 伊勢本街道 御杖

において、村内に居住する高齢者や来村された観光客等に対する声かけや啓発物品の配布等を行い、犯罪被害防止の広報啓発活動を実施します。

みなさん、是非お越しください。

交通事故に注意!!

本年8月22日、御杖村通学路安全推進会議（委員長 伊藤収宜村長）が行われました。

伊藤村長をはじめ教育委員会、役場担当課、保育所及び小・中学校の担当者と会議を行った後、今回の点検箇所である「土屋原区中村地内」へ移動し、合同点検を行いました。

同所は、笹及から畠井にかけての旧道の内、旧JA奈良県御杖支店付近の狭隘道路で、カーブが連続しており、特に旧JA御杖支店付近では、本年6月に車と自転車の交通事故が発生しました。

また、これまでに付近の住民から、「狭い道路なのにスピードを出して走る車があって困っている。」や、「自転車に乗る小中学生の交通マナーが悪い。」等の相談を受けています。

多くの方は、スピードを落とし対向車に注意して走行されていると思いますが、合同点検を行ったところ、民家の敷地内から雑草や木の枝葉がはみ出して道路まで被さっている箇所があり、狭隘な道路が余計に走りにくい状態であることが判りました。

これまでに関係機関と協力し、小中学校における交通安全指導、道路にはみ出た雑草や枝葉の除去、注意喚起のため「のぼり旗」の設置を行いましたが、交通事故等を防止するため、引き続きこれまで以上の安全運転をお願いします。



ふるさと納税の返礼品提供事業者を募集しています！

村では、村の魅力発信と地元特産品のPR及び販路拡大に伴う地域産業の活性化を図るために、村外寄附者への返礼品として贈呈する「商品やサービス」の提供にご協力いただける新規事業者を募集しています。

主な事業者の要件

村内の場合

- ▶村内在住の農業者等の個人事業者又は村内に事業所（本社・製造所・加工所等）がある法人若しくはその他の団体であること

村外の場合

- ▶原材料の主要部分が村内産の商品又は村の魅力を発信することができる商品を取り扱う村外事業者であること

主な返礼品の要件

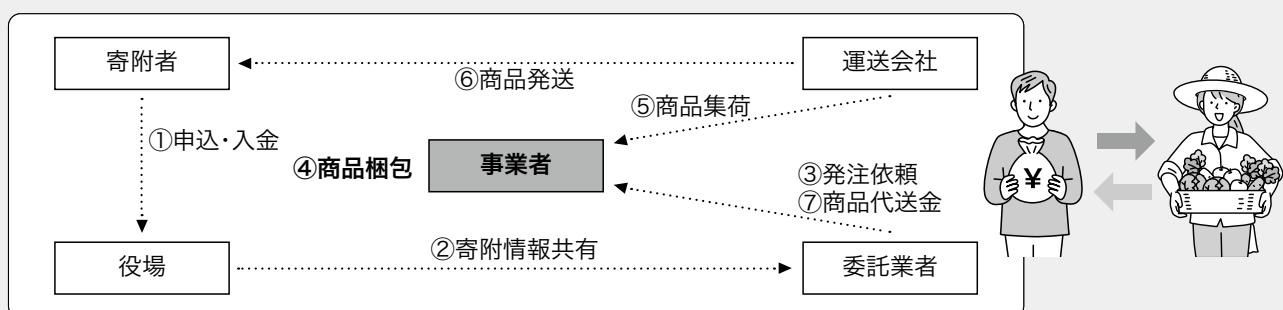
村内で生産・製造・加工・サービスの提供が行われているもの、又は村内の原材料を使用しているものであること

返礼品の例

- 村内で生産されたお米や野菜、果物
- 村内で製作された工芸品や民芸品
- 村内で調理や加工した食品
- 村内で提供するお食事券や宿泊券
- 村内で行う農業や観光等の体験
- 村内の原材料を使用して製造した商品など



寄附からの流れ



※安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を指定業者に委託しています。

事業者のメリット

1. 事業者登録・商品登録の書類作成不要

登録に係る書類作成等は委託業者が行います。

3. 初期費用及び月額費用0円

村ホームページや寄附受付サイトへの掲載登録料や月額費用は、不要です。

2. 簡単登録、簡単出荷

委託業者がサイトへの商品掲載から出荷伝票作成等の運用をサポートしております。事業者の方にしていただく作業は、主に商品の梱包のみです。

4. 商品のニーズにあった登録が可能

1点物の商品や規格外で販売できなかった商品も出品できます。受付期間の設定や在庫調整が簡単に実行できるので、受注超過を防ぎます。

募集期間

随時募集していますが、例年、年末にかけて寄附申込が多くなりますので、この機会にぜひ、早めの登録をご検討ください。

（まずは役場むらづくり振興課にご連絡いただき、役場から委託業者へ事業者様の情報を伝えします。）

問 むらづくり振興課 ☎0745-95-2001

令和5年度ふるさと納税実績報告

令和5年度における御杖村ふるさと納税の寄附実績と、
「ふるさとづくり基金」として寄附金を積み立て、活用した事業を公表します。

●令和5年度寄附金

合計額 9,576,000 円

①心癒される豊かな自然を守り再生に資する事業	4,863,000 円
②教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業	2,051,000 円
③災害等、防災対策に関する事業	988,000 円
④その他目的の達成のために資する事業	1,674,000 円

返礼品の分類別寄附ランキング

順位	分類	種類数
1	お米	19 種類
2	衣類	13 種類
3	コーヒー	8 種類
4	木工品	15 種類
5	お肉	8 種類

●令和5年度基金活用実績

伊勢本街道整備事業 (目的事業の番号②)	2,600,000 円
デジタル教育機器推進事業 (目的事業の番号②)	2,000,000 円
県産材生産促進事業 (目的事業の番号①)	1,000,000 円

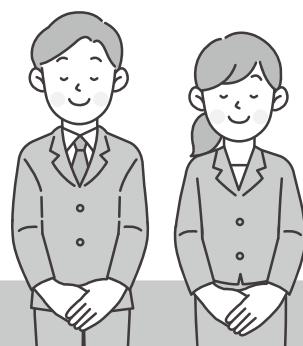
●令和5年度末基金の残高

合計額 63,108,858 円

①心癒される豊かな自然を守り再生に資する事業	33,162,229 円
②教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業	3,150,583 円
③災害等、防災対策に関する事業	7,913,719 円
④その他目的の達成のために資する事業	18,882,327 円

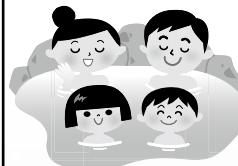
積み立てた寄附金は、
今後も本村の事業に有効活用いたします。

過去の寄附実績等については、
御杖村ホームページからご覧いただけます。



姫石の湯

ひめし ゆ



営業時間
11:00~20:00
(19:30受付終了)
0745-95-2641

秋の実りに感謝して
今年も収穫祭を開催
します。

日時 10月20日(日)
午前10時~15時(予定)

イベント内容につきましては、

「姫石の湯」だより10月号・HP.
インスタグラムに掲載、掲示いた
します。みなさまに喜んでいただ
ける内容を協議中です。
お楽しみに!!



10月は美肌酵素のお風呂
洗浄効果の高い酵素成分(パ
ンクレアチン)を配合したお風呂。
華やかなローズの香りで気分
を明るく!

風呂の日

毎月26日は『風呂の日』
大人料金でご入浴いただいた
お客様対象とし、ポイントを2倍
押印します!
10月は26日(土)です。

ポイント
2倍



た
だ
し、外作業をしている場
合などは電話に出られないこと
があります。恐れ入りますが、
営業時間内におかけ直しをお願
い致します。

【お問い合わせ】
0745-95-3088
午前9時~午後4時
定休日 毎週火曜日

なお、繁忙期の場合、ご予約
がでても駐車場をご利用サイ
トまで離れる場合がございます。
ご了承ください。

B B Q サイトや、あまごつか
みご利用プランなどのご案内が
できます。

がでても駐車場をご利用サイ
トまで離れる場合がございます。
ご了承ください。

お電話でお問合せが
可能ですか?
遊びに来ませんか?

毎週月曜日は特別風呂の日!
香り豊かな露
天風呂をお楽
しみください。

特別風呂



木風呂
石風呂

温泉カレンダー
10月

日	男湯	女湯	定休日	姫石の湯
31 木	30 水	29 火	28 月	27 日
木風呂	石風呂	木風呂	木風呂	木風呂
石風呂	木風呂	石風呂	木風呂	石風呂
木風呂	木風呂	木風呂	木風呂	木風呂
● 定休日	● 風呂の日	○ ○	○ 定休日	● スポーツの日
				◇ 収穫祭

●…特別風呂 ◇…お隣町村感謝デー ○…シルバーデー

※「姫石の湯バス」については、温泉へお問い合わせください。 0745-95-2641



MITSUE NEWS

みつえニュース

村のできごとを発信！



NEWS

夏山教室を開催しました

7月28日（日）に御杖村体育協会主催の夏山教室を開催させていただきました。令和6年度は日帰りで滋賀県のびわ湖バレイへ。新型コロナウイルスの影響もあり6年ぶりの開催になりましたが、たくさんの方が参加してくださいました。当日は天候にも恵まれ、びわ湖バレイの探索を楽しんでいました。次回の開催は2年後にはなりますが皆さんのご参加をお待ちしております。



人のうごき(9月1日現在) | 人口 1,367(-8) 男 645(-3) 女 722(-5) 世帯数 767(-5) ※()は8月との比較